

沿岸広域振興局長告示第43号

港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第1項の規定に基づき岩手県が管理する港湾施設の概要は、次のとおりである。

令和2年6月30日

沿岸広域振興局長 森 達也

港湾名	港湾施設の種類	名称	位置	数量	能力
大船渡港	船舶役務用施設 給水施設	永浜1号給水栓	大船渡市赤崎町字山口地先	4基	別紙図面のとおり。
		山口1号給水栓	〃	4基	

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センターに備えておいて縦覧に供する。